

2019年12月19日

2020年度

東京都予算編成に関する提案書

都議会生活者ネットワーク

都議会生活者ネットワーク都議会生活者ネットワーク 2020年度

予算要望

| | |
|---|----|
| 【重点項目】 | 3 |
| 【一般項目】 | |
| ●子どもの育ちを応援 | 4 |
| (1)子どもの権利の保障 (2)保育 (3)放課後対策 (4)子育て支援と虐待防止 (5)社会的養護 | |
| ●子どもの学び | 5 |
| (1)子どもが学ぶ権利の保障 (2)教育の質 (3)教育施設・設備 (4)都立高校 (5)特別支援教育 (6)私学振興 (7)文化・スポーツ | |
| ●自分らしく働き、暮らせる社会 | 7 |
| (1)雇用 (2)もう一つの働き方 (3)若者支援 (4)S O G I | |
| ●持続可能な環境政策 | 9 |
| (1)エネルギー対策 (2)水循環・緑 (3)有害化学物質対策 (4)廃棄物対策 | |
| ●男女平等社会 | 11 |
| (1)女性の参画 (2)ワークライフバランス (3)女性への暴力対策 (4)生涯にわたる性と健康の権利 | |
| ●誰もが安心して暮らせる地域 | 12 |
| (1)高齢者支援 (2)生活困窮者 (3)ひとり親家庭 (4)動物との共生 | |
| ●障がい者(児)福祉 | 14 |
| (1)障がい者の自立と社会参加 (2)精神障がい者 (3)発達障がい者(児) (4)高次脳機能障がい者(児) (5)難病対策 | |
| ●命を育む食 | 15 |
| (1)食品安全 (2)放射能汚染対策 (3)消費者行政 | |
| ●環境と共生する産業 | 16 |

| | |
|----------------------------------|----|
| (1)都市農業 (2)林業 | |
| ●災害に強いまち | 17 |
| (1)耐震化 (2)避難所 (3)災害弱者対策 (4)まちづくり | |
| ●持続可能な都市 | 18 |
| (1)都市計画 (2)住まい (3)公共交通と自転車利用 | |
| ●自治・分権・行政改革 | 19 |
| (1)自治・分権 (2)行政改革 | |
| ●平和・人権・多文化共生 | 20 |
| (1)安全・平和 (2)国際協力と多文化共生 | |

【重点項目】

持続可能な環境をつくる

- 1 気候非常事態宣言を行い、温暖化防止施策をさらに積極的に進める。
- 2 「香害」などの化学物質過敏症の実態調査をする。都立施設や学校での香害対策を進める。
- 3 新たな化学物質が増えており、都独自の基準を設けるなど 2002 年～2004 年に策定した「化学物質の子どもガイドライン」を抜本的に見直す。
- 4 都有地の除草は、除草剤を使うのではなくヤギを放して行う。
- 5 オリンピック・パラリンピックに向けて、リユース食器やマイボトルを推奨する。
- 6 都の会議におけるペットボトルの使用を全面禁止する。

災害に強いまちをつくる

- 1 自治体・企業と連携して、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設や帰宅支援ステーションを増やし、要配慮者への支援を普及啓発する。
- 2 ブラックアウト対策として、自治会・町内会の施設に小規模な太陽光発電設備とバッテリーを組み合わせた防災給電スポット設置を支援する制度をつくる。

子ども・若者を応援する

- 1 「子どもの権利条約」に基づき、子ども参加で「子どもの権利条例（仮称）」を制定する。
- 2 幼児教育・保育無償化の対象外とされた幼稚園類似施設などに通う子どもたちも対象となるよう国に働きかけるとともに、都が独自に補助する。
- 3 養育家庭や養護施設を退所した 18 歳以上の若者に、住宅支援や給付型の奨学金を拡充し進学・就労支援するなどアフターケアを充実させる。
- 4 外国にルーツをもつ子どもに対する教育を充実させるために実態調査を行う。

食の安全を守る

- 1 学校給食では有機栽培や地場産の食材を積極的に活用し、遺伝子組み換え食品やゲノム編集応用食品は使わない。

高齢者も障がい者も地域で暮らす

- 1 障がい者をはじめ就労が困難な人たちを含む非営利の社会的企業である「社会的事業所」をソーシャルファームとして認定し、創設・運営を支援する。
- 2 認知症の早期発見・早期対応を進めるために、健康診断時の問診検査等を導入する。
- 3 介護に携わる人材の専門性を高める研修を充実するとともに、報酬・処遇の改善を行って人材の定着を図り、介護離職ゼロを実現する。

男も女も働く

- 1 管理職への女性登用を、30%を目標にし実現する。

【一般項目】

●子どもの育ちを応援

(1) 子どもの権利の保障

- 1 「子どもの権利条約」に基づき、子ども参加で「子どもの権利条例（仮称）」を制定する。
- 2 子どもの権利擁護専門相談事業を強化するために、子どもの権利回復を行う「第三者機関（オンブズパーソン）」と位置づける。
- 3 子ども食堂や居場所、学習支援など地域で取り組む団体への支援として、固定資産税を減免する。

(2) 保育

- 1 保育の質と環境を確保するために、施設規準を堅持する。保育士の賃金などの処遇を改善し、研修を強化する。また、保育士への家賃補助を継続する。
- 2 障がい児の受け入れを拡大する。
- 3 認可外保育園については、年間を通して園の運営を安定的に行うことができるよう支援する。
- 4 幼児教育・保育無償化の対象外とされた幼稚園類似施設などに通う子どもたちも対象となるよう国に働きかけるとともに、都が独自に補助する。
- 5 多摩小児総合医療センターの病児保育は近隣自治体からの受け入れを着実に進める。

(3) 放課後対策

- 1 学童保育の規模の適正化と待機児解消を進めるため、施設増設に対する補助を増やす。
- 2 東京都が進める「都型学童クラブ」の大規模化を改善する。
- 3 放課後の居場所や学習支援の場づくりを拡充する。
- 4 障がいのある子どもたちの放課後対策を進め、学童保育への希望者を全員受け入れるように支援する。
- 5 障がい児の放課後や長期休暇期間の日中活動を支える放課後デイサービス事業への支援を拡充する。

(4) 子育て支援と虐待防止

- 1 予期せぬ妊娠やリスクの高い未受診妊婦が相談しやすい体制をつくり支援する。
- 2 病院と診療所や助産所との連携体制を充実させるとともに、助産師を活用して母子の心身の健康・育児に係る相談体制を拡充する。
- 3 児童相談所と地域の子ども家庭支援センターや保健所・医療機関との連携を強化し、子どもの命を守る。
- 4 虐待などによる社会的入院や一時保護の長期化を防ぐ。また、一時保護施設での子どもへの処遇を改善する。

- 5 電話で保護を求める子どもを24時間体制で必ず受け入れる場所を確保する。
- 6 児童相談所の区設置に向けて、人材と財源を確保し積極的に支援する。
- 7 都立病院で匿名での出産を受け入れるとともに、ベビーボックスをつくり子どもの命を守る。
- 8 配偶者暴力のある家庭の子どもに対して、精神的なケアを図る。
- 9 「乳幼児死亡検証制度」を設け、乳幼児の死因を検証する。

(5) 社会的養護

- 1 特別養子縁組や里親の登録及び委託を増やす。そのために、里親制度の広報や働きかけを工夫する。
- 2 養育家庭を支援するため、養育家庭への研修・相談機能を強化する。
- 3 養育家庭や養護施設を退所した18歳以上の若者に、住宅支援や給付型の奨学金を拡充し進学・就労支援するなどアフターケアを充実させる。

●子どもの学び

(1) 子どもが学ぶ権利の保障

- 1 いじめの未然防止と解決に向けて、子どもの権利を尊重した学校運営を行う。
- 2 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの質の向上を図る。
- 3 不登校の子どもの学ぶ権利を保障するために、フリースクール、ホームエデュケーションなど多様な学びの場を支援する。
- 4 夜間中学及び定時制・通信制高校は、希望する人をすべて受け入れ、個々の学びの進度に合わせて支援する。
- 5 外国にルーツをもつ子どもに対する教育を充実させるために実態調査を行う。
- 6 日本語を母語・母国語としない子どもの教育や日本語指導を充実し、高校や大学に進学できるよう支援する。
- 7 NPOや大学生・留学生等を登録し、日本語指導の人材を拡充する。
- 8 要保護、準保護世帯以外でも困窮している世帯の生徒には所得に応じて教材費、制服、給食費、修学旅行費など学校教育に必要な費用を免除する。
- 9 年齢に応じたプログラムで、人権教育、性教育、情報リテラシー教育を行う。
- 10 SOGIの理解を進めるように人権の視点で取り組む。
- 11 家族を介護している子ども(ヤングケアラー)の実態を把握し、地域につなげ孤立させない。
- 12 統合失調症など思春期に発症しやすい精神疾患に対する理解を深めるため、中学校・高校での精神保健に関する授業を行う。
- 13 食育や環境など社会的な教育をNPOによる出前授業で進める。
- 14 教育委員会は、希望者全員が傍聴できるようにするとともに、教育委員会への陳情・請願は、都民の権利として制度の周知をはかる。

(2) 教育の質

- 1 すべての学年において少人数学級が実現できるよう、教員定数増を国に求め、各種研修・研究授業など教員の資質向上に取り組む。
- 2 複数担任制やTTなど、柔軟な職員配置を行い、学校内の事務作業をできる限り削減して、教員が子どもに関われる時間を増やす。
- 3 学校図書館に専任の司書を配置する。また、栄養士の全校配置と栄養教諭の増員を進める。
- 4 養護教諭の配置基準を見直し、児童・生徒数が多い場合は2人体制にする。
- 5 学校給食では有機栽培や地場産の食材を積極的に活用し、遺伝子組み換え食品やゲノム編集応用食品は使わない。また、アレルギー対策を進める。

(3) 教育施設・設備

- 1 教育環境におけるユニバーサルデザインを促進し、地域に開かれた社会資源として、都立高校も含めた学校施設を開放する。
- 2 学校の省エネ・再エネ施策をさらに進める。
- 3 学校のトイレの改善をはじめとした施設整備への助成を増やす。

(4) 都立高校

- 1 誰もが希望する高校に入学できるよう受験のあり方を変える。
- 2 都立学校・中高一貫校の保健室施設・設備を充実し、養護教諭の複数配置を進める。
- 3 都立高校に外国人や帰国子女が全員希望する学校に入学できるよう体制強化を図る。入学試験では母国語での受験を可能にし、入学後は日本語支援をする。
- 4 金銭教育や多重債務、労働法制などの基本的な知識を身につける機会をつくる。
- 5 都立高校の防災訓練は、自衛隊で実施しない。
- 6 「校内居場所カフェ」をつくる。

(5) 特別支援教育

- 1 医療的ケアが必要な子どもが地域の普通級で学ぶことを保障するため、看護師を配置できるよう自治体への財政支援を行う。
- 2 特別支援教室の巡回指導等担当教員の配置は、年度途中でも児童数の変化に柔軟に対応する。
- 3 特別支援学校においては、障がいの特性に応じた教育が受けられるよう工夫する。在籍児童・生徒の障がいの重度化・重複化に即して教室を増やし、学校施設の整備を早急に行う。
- 4 特別支援学校に通う児童、生徒の通学時間の負担を軽減するため、30分を目標に小型化スクールバス導入だけでなく、民間移送サービスやタクシー通学なども行う。
- 5 肢体不自由児特別支援学校においては、教員と学校介護職員の配置基準を見直し、教員数を確保する。また介護職員の研修を計画的に実施する。
- 6 障がい児の放課後活動・余暇活動を支援するとともに、緊急一時保護・短期入所施設

を拡充する。

- 7 同性介助にも配慮した教職員の採用・配置を進める。
- 8 病院内の院内学級を拡充する。また、高校生の病気療養児が学ぶ場を拡大する。
- 9 学校周辺の通学路・歩道等の整備を行い、駅等の公共交通機関に障がいに関する情報提供と改善を働きかける。また、特別支援学校最寄駅へのホームドア設置を優先させるよう鉄道会社に働きかける。

(6) 私学振興

- 1 幼稚園から高校・専修学校までの私学に対する経常費補助、保護者負担事業費補助の拡充と増額をする。
- 2 私立学校・幼稚園の老朽校舎や体育館の改修や、非構造部材を含む耐震化に対する補助を充実する。
- 3 子どものいじめなどに対応するため、私学に通う児童・生徒にも権利擁護専門相談事業をPRするカードの配布を継続し、活用できるようにする。
- 4 朝鮮学校にも「私立外国人学校運営費補助金」を復活する。

(7) 文化・スポーツ

- 1 小・中学生や障がい児が本格的な音楽や演劇に触れる機会を増やす。
- 2 地域スポーツクラブの普及、促進を図り、支援策を強化する。
- 3 障がい者が気軽にスポーツに参加できるよう専門家やサポート要員の配置を進め、地域の公共体育施設等、日常的な場の確保と設備の改善を進める。
- 4 文化施設の女性用トイレを増設し、男女用とも和式トイレをすべて洋式として刷新する。また、だれでもトイレと障がい者用トイレを増やす。

●自分らしく働き、暮らせる社会

(1) 雇用

- 1 子育てや介護中の女性の就職を支援する専門の相談窓口「女性しごと応援テラス」を東京しごとセンター多摩にも設置するとともに、相談窓口で地域の保育や各種サービスの情報を提供できるようにする。
- 2 若者やシングルマザーの正規雇用を進めるために、付加価値の高い職能訓練の定員や回数を増やすとともに、相談事業を充実する。
- 3 低利の融資制度や相談など、女性や若者が起業しやすい環境づくりを進める。
- 4 フルタイム労働（正規雇用）とパートタイム労働（有期雇用の短時間労働など）との差別を禁止し、同一価値労働同一賃金、均等待遇の実現を進める。
- 5 パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントを防止するため、事業者への普及啓発を進める。
- 6 外国人労働者の増加に伴い、的確な労働相談を行うために、多言語対応ができるように常勤の通訳を配置するとともに、職員や専門家等の増員など、相談体制を充実する。

- 7 発達障がい者の就労・労働相談の体制を整備する。
- 8 ブラック企業の解雇や過酷な労働環境に対応するため、街頭労働相談の回数や箇所を増やすとともに、普及啓発と支援体制を充実する。
- 9 家族の介護や、がんなどの病気を抱えながら離職せず働き続けられるよう、企業に環境整備の協力を求める。
- 10 建設国民健康保険組合に対する都の補助金は、現行水準を確保する。

(2) もう一つの働き方

- 1 障がい者をはじめ就労が困難な人たちを含む非営利の社会的企業である「社会的事業所」をソーシャルファームとして認定し、創設・運営を支援する。
- 2 一般就労が困難な人に対して、支援付き就労である「中間的就労」の場を提供するNPOや民間団体などへの支援をする。
- 3 NPOやソーシャルビジネスを展開する団体に、活動拠点の確保や事業運営に必要なスキルを磨くための支援を行う。
- 4 市民自らが出資し、働く場を作り、地域で必要とされる事業をつくり出すワーカーズ・コレクティブという働き方を周知するとともに、創業支援策の対象に位置づける。

(3) 若者支援

- 1 給付型の奨学金制度を拡充する。
- 2 若者の政治への関心を高めるため、知事と若者のタウンミーティングを企画する。
- 3 「若者サポートステーション」が中学・高校、自治体と連携して活動できる体制を拡大する。
- 4 ひきこもり状態の長期化を防ぐため訪問相談の回数を増やし、ピアサポーターを活用するなど、家族を含めて支援する。
- 5 少女たちが犯罪やJKビジネスに巻き込まれないよう、居場所や相談窓口、シェルターを継続できるよう支援する。
- 6 SNSなどで犯罪に巻き込まれないよう、情報リテラシー教育を徹底する。

(4) SOGI

- 1 都が制定した人権条例に基づく基本計画を当事者が参画してチェックする場をつくる。
- 2 性的指向・性自認について正しい知識の普及、偏見・差別の解消をめざした啓発・相談事業を拡充する。
- 3 LGBTのDV被害者の相談体制を拡充しシェルターを確保する。
- 4 同性カップルも都営住宅に入居できるよう、入居者の要件を緩和する。
- 5 キャリア教育等で、性の多様性も想定しロールモデルを見つけられるようにする。
- 6 卒業証明書・卒業見込証明書・成績証明書等学校が発行する証明書など不要な性別欄をなくす。
- 7 若者サポートステーション、しごとセンターなどの就労・自立支援機関の職員等への啓発を充実し、習得した人はバッチなどを身につける。

●持続可能な環境政策

(1) エネルギー対策

- 1 気候非常事態宣言を行い、温暖化防止施策をさらに積極的に進める。
- 2 現行の「環境基本計画」を前倒しで進め、2030年に東京の再生可能エネルギーの電力利用割合について50%を目標とする計画をつくる。
- 3 公共施設・学校・大規模施設等の新築からZEB化を進めるとともに、民間のビルや住宅においてもZEB・ZEHの実現を図り、東京を省エネ都市に変えていく。
- 4 低所得世帯向けに省エネ診断を行い、光熱費抑制策をアドバイスすることで可処分所得を増やすアドバイザー事業を検討する。
- 5 キャップ&トレード制度における温室効果ガス削減義務率を引き上げるとともに、さらに高い長期目標を立てて設備投資のインセンティブとする。
- 6 地域でエネルギーを積極的につくり出すため、市民やさまざまな主体による創エネ事業および電力供給事業の立ち上げに向けた地域での協議会づくりを支援する。
- 7 都内自治体と他県自治体とのエネルギーの地域間連携の取り組みを支援する。
- 8 太陽光発電を推進するため、都有施設の屋根貸しを導入する。
- 9 都有施設に電力を供給する電力会社を、低圧の施設も含めて、再エネ電源比率などを考慮してスイッチングする。
- 10 屋上緑化と太陽光発電の正しい組み合わせ手法の開発・普及を図る。
- 11 省エネや再生可能エネルギー導入の重要性について、義務教育課程でカリキュラムを義務化する。教員の負担にならないよう外部人材を有償で活用する。
- 12 気候変動適応法に基づく「気候変動適応センター」を早期に設置し、東京における適応策の調査・研究を行うとともに、適応策の実践に対する支援を行う。
- 13 都内で発生する膨大な食品廃棄物を下水処理場でメタン発酵させ、発生したバイオガスで発電する「次世代清掃工場」の建設を検討する。
- 14 省エネ家電買い替えに対するゼロエミポイント制度の継続的に実施するとともに、自治体や環境団体等が主催する普及イベント開催を支援する。
- 15 ブラックアウト対策として、自治会・町内会の施設に小規模な太陽光発電設備とバッテリーを組み合わせた防災給電スポット設置を支援する制度をつくる。
- 16 建築物の断熱性能を確認するため、放熱状況を上空から測定し地図上で表示する「サーモグラフィーマップ」を作り、地域における建物断熱強化を支援する。

(2) 水循環・緑

- 1 総合的な水循環を回復するため、水循環の推進に関する条例を制定し、地下水・湧水の保全や復活に向けた区市町村の取り組みを支援・連携する。
- 2 国分寺崖線等の保全を広域連携で進めるとともに、地下水保全のために崖線地域では地下構造物の建設を制限、または禁止する。
- 3 雨水の地下浸透適地では、透水性・保水性舗装を普及させ、雨水浸透マスを設置を促

進するとともに、補助対象地域を拡大する。地域を問わず、雨水貯留槽の設置助成制度を拡充し、雨水利用を進める。

- 4 グリーンインフラの考え方のもと、道路に降った雨を街路樹などの植え込みに引き込んだり、都立公園内に雨をためる仕組みを取り入れたレインガーデンをつくる。
- 5 多摩地域の水道水の地下水ブレンド率を引き上げ、使用を中断している水源井戸の補修や掘り替えを積極的に進める。認可水源である多摩地域の地下水を、都の保有水源に組み入れる。
- 6 今ある緑を減らさないために、市民緑地制度や特別緑地保全地区への助成などあらゆる制度の活用が進むよう、区市町村を支援する。
- 7 多摩地域に数多く存在する、谷戸・湧水・雑木林等が一体となって多様な生物が生息できる貴重な自然環境を、里山保全の拠点として保護するため、早急に緑地保全地域の指定を行う。
- 8 P F A S (有機フッ素化合物)が検出された水源井戸は、原因を究明するとともに活性炭で浄化して使う。
- 9 1,4 - ジオキサンの検出で休止した水源井戸については、除去方法が確立するまで、地下水汚染の拡散を防ぐために継続的な汲み上げを検討する。
- 10 野川流域河川整備計画に基づき、野川上流部の整備を市民参加で進める。
- 11 水道法改正でコンセッション方式が示されたが、水道東京の民営化はしない。

(3) 有害化学物質対策

- 1 「香害」などの化学物質過敏症の実態調査をする。都立施設や学校での香害対策を進める。
- 2 新たな化学物質が増えており、都独自の基準を設けるなど 2002 年～2004 年に策定した「化学物質の子どもガイドライン」を抜本的に見直す。
- 3 都有地の除草は、除草剤を使うのではなくヤギを放して行う。
- 4 未然防止の原則で、有害化学物質による複合汚染のリスク評価を実施するとともに、P R T R法で第一種指定化学物質に指定されている物質の保管状況及び災害時のリスクへの対応策について調査し、安全を確保する。
- 5 都の施設の洗浄剤を合成洗剤から環境負荷の少ない石けんに替える。
- 6 医薬部外品の表示指定成分である第4級アンモニウム化合物(塩化ベンザルコニウムなど)は、消臭・除菌スプレーに使用されているが、成分名の表示がない。消費者が毒性を調べられるように、法律で成分表示を義務づけるよう国に働きかける。
- 7 アスベスト対策については、アスベスト台帳を作り、解体時の飛散防止を徹底する。適正な除去工事を進めるため、助成制度をつくる。
- 8 都立病院でアスベストの専門外来を実施する医療機関を拡充する。
- 9 空調機や大型冷凍・冷蔵機器に使用されているフロン類について、廃棄における回収率の向上と使用時漏えい対策を講じるとともにノンフロン化を推進する。
- 10 温暖化対策計画書制度の届け出項目にフロンのストック管理に関する項目を加え、漏えい量削減の取り組みを評価し、キャップ&トレードのしくみの中に組み込む。事業者の漏えいを防止する取り組み及びノンフロン化の技術開発等の取り組みを支援し、

優良な施行技術、管理技術等の技能を認定する制度をつくる。

- 11 PM2.5 や窒素酸化物及びVOCを削減するため、自動車のガソリンペーパー対策を求めるとともに、都民・事業者への周知と対策の徹底をさらに進める。

(4) 廃棄物対策

- 1 マイクロプラスチック削減のため、リデュース・リユースを進め、代替品やリサイクルしやすい材質への変更を事業者働きかける。
- 2 オリンピック・パラリンピックに向けて、リユース食器やマイボトルを推奨する。
- 3 マイボトル普及のために、都有施設に給水スポットを積極的に作り、民間事業者にも働きかける。
- 4 レジ袋禁止やデポジット制度を導入する。
- 5 都の会議におけるペットボトルの使用を全面禁止する。
- 6 規格びん推奨制度を創設し、リターナブルびんの利用を拡大する。
- 7 家庭や事業所などから排出される蛍光灯、農薬・殺虫剤、塗料などの有害廃棄物の回収システムを事業者責任で整備する。
- 8 水銀の使用削減と廃棄の際の分別を強化するよう、事業者を指導する。また、焼却場等における観測体制を継続し、水銀が焼却された場合、速やかに対処する。
- 9 回収された有害物質を含む廃棄物の処理を都内で行う。
- 10 都庁内はもとより、都内事業所において、PCBの保管が適正に行われているかを点検するとともに、処理計画に基づいて、期間内の適正処理を促進する。
- 11 食品ロスを削減するため、事業者と連携してドギーバッグなどの取り組みを進める。
- 12 オリンピック・パラリンピックに使用したフラッグなど、終了後に環境配慮の視点でリユースやリメイクをして再活用する。
- 13 紙おむつの処理については、下水道に流す案ではなく、リサイクルの研究を支援する。

●男女平等社会

(1) 女性の参画

- 1 都のすべての審議会・協議会の女性委員の割合目標を早急に50%にする。
- 2 管理職への女性登用を、30%を目標にし実現する。
- 3 男女平等参画審議会を常設にし、「男女平等参画推進総合計画」の進行管理をする。
- 4 性別役割分業意識を解消するため、教職員の研修をはじめ、あらゆる機会・教育場面を通じて人権教育を徹底する。

(2) ワークライフバランス

- 1 育児休業を男性も取得しやすくなるよう職場の改革を推進するとともに、父親の育児休業取得を義務づけ、実態調査をする。
- 2 育児休業明けの働き方として「育児短時間勤務制度」の事業者への周知を図り、職場復帰を支援する。

3 介護離職をなくす。

(3) 女性への暴力対策

- 1 性暴力救済ダイヤル NaNa を充実する。また、24 時間 365 日体制のワンストップで性被害者等に対する相談窓口を、多摩地域も含めて容易に行ける都立病院の中に設置し、適切な処置とケアが受けられるようにする。
- 2 性暴力被害についての相談は、性別、性自認、性的指向などを問わず、被害者に寄りそって行う。
- 3 DV・性犯罪・ストーカ被害者の二次被害防止と個人情報保護を徹底するよう、警察や医療関係者などの研修を行う。
- 4 女性への暴力や性的虐待への対策、被害者のためのシェルター運営などに取り組む民間団体への補助を拡大し、都営住宅を活用できるようにする。
- 5 学校教育の中で「DVは犯罪である」という認識を広げる。
- 6 配偶者暴力相談支援センターを各区市町村に設置し、機能を強化するための支援を行うとともに、性暴力防止や支援にかかわる人材育成をサポートする。
- 7 DV加害者の再発防止のためにDV加害者校正プログラムを義務づける。

(4) 生涯にわたる性と健康の権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

- 1 予期せぬ妊娠や10代の妊娠などの相談に対応するため、「妊娠相談ほっとライン」を周知するとともに、医療等他機関につなぎ支援を充実する。また、学校生活を継続できるよう支援体制を充実させる。
- 2 生涯にわたり自分自身の健康管理を行える年代別保健教育のプログラムを作成し、学校・社会教育で行う。
- 3 増加傾向にあるエイズや梅毒撲滅のため、検査の周知を図るとともに、結果を確実に通知できるようにする。
- 4 乳がん、子宮がんなど女性特有のがん対策に、NPOや市民団体と連携して普及啓発し、健診の受診率を目標の50%に向けて取り組む。
- 5 HPVワクチンの副反応は、接種後2～3年あるいはそれ以上経ってから突然発症する人もいるため、接種者全員の副反応被害実態調査を行い、追跡調査をする。また、被害生徒が適切な支援を受けられる体制を整える。性教育の中でリスクも含め、公正で十分な情報提供を行い、接種を義務化させない。

●誰もが安心して暮らせる地域

(1) 高齢者支援

- 1 地域における認知症患者と家族への支援、在宅医療・介護の充実に向けた支援策を強化する。
- 2 認知症の早期発見・早期対応を進めるために、健康診断時の問診検査等を導入する。
- 3 介護に携わる人材の専門性を高める研修を充実するとともに、報酬・処遇の改善を行

って人材の定着を図り、介護離職ゼロを実現する。

- 4 ヤングケアラーの実態調査を実施し、家族介護者への支援策を講じる。
- 5 若年性認知症総合支援センターが地域包括支援センターに情報を提供し連携を図る。
- 6 住まいを中心に医療・介護・生活支援の連携を行い、地域包括ケアシステムを拡充する。
- 7 訪問介護等に使用する車両が駐車できるように、都営住宅の空いた敷地を提供する。
- 8 要介護1・2の生活援助・福祉用具・住宅改修を介護保険給付で行うこと、ケアプラン作成は全額保険給付で継続することを国に要望する。
- 9 都有地を活用して、多様なニーズに対応する小規模多機能施設や低所得高齢者向けのグループホームを地域に整備する。
- 10 貧困ビジネスの被害に遭わないために、入居者の生活や権利が守られ、適正に運営されているかの調査、定期的チェックを厳正に行う。
- 11 在宅での看取りについて、体制整備と家族への普及啓発を進める。
- 12 住み慣れた地域で最期まで暮らせるホームホスピスなどを支援し、広げる。
- 13 デイサービス等において、高齢者から子どもまでを対象としたソーシャルミックスの施設づくりを支援する。
- 14 第三者評価システムの評価者の養成をすすめ、事業所の義務化・補助金を検討し、利用者本位の福祉の実現を図る。

(2) 生活困窮者

- 1 多重債務者の生活再生事業の使い勝手を改善する。
- 2 NPOや生協が行う生活困窮者や多重債務者への相談活動などを支援する。
- 3 ホームレスの安定した生活を確保するために、地域生活をサポートするNPO等を支援する。

(3) ひとり親家庭

- 1 多摩地域のしごとセンターにも、「はあと(母子家庭等就業・自立支援センター)」を早急に設置し、正規雇用につなぐ支援を行う。
- 2 職住近接を図る視点で、子どもの年齢や収入に応じた公営住宅入居の促進、または民間住宅入居への家賃補助制度をつくる。
- 3 ひとり親家庭の状況に配慮し、ホームヘルプ事業など実態に即した総合的な支援を拡充する。
- 4 父子家庭への支援を強化する。

(4) 動物との共生

- 1 ペットと同行避難できる避難所を工夫して整備するとともに、動物病院に協力を要請する。
- 2 未利用都有地をドッグランに開放する。

●障がい者(児)福祉

(1) 障がい者の自立と社会参加

- 1 障がい者が生きがいを持って働くことができる職場環境や労働条件を整備し、企業に対しては積極的に採用するよう働きかけるとともに、都としてジョブコーチなどの人材を育成する。
- 2 都庁内の障がい者雇用を拡充するとともに、就労支援コーディネーターを配置する。
- 3 広域的な手話通訳・要約筆記派遣事業を拡充する。
- 4 全介助の重度心身障がい者が地域で生活し続けることができるように、グループホーム・ケアホームを整備するための支援をする。
- 5 重度障がい者(児)が施設入所から地域での自立生活への移行を促進させるため、長時間介助の人材確保を進め、ショートステイを身近な地域につくり、ベッド数を増やすなど、利用したいときに利用できるよう整備する。
- 6 重度心身障がい者(児)が安心して安全・確実な療養を受けられるよう、療育にあたる医師、看護師の確保とともに、超重度心身障がい者(児)に対応する専門性向上のための超重度心身障がい者プロフェッショナルナース養成研修等を充実・推進する。
- 7 障がい福祉サービスを利用していた障がい者(児)が65歳に到達した以降も、引き続き必要な障がい福祉サービスを受けられるよう制度の見直しを国に働きかける。
- 8 乳児を含めた重度障がいの子どもをもつ家庭に対して、訪問看護やレスパイトなどケア体制を拡充する。
- 9 すべての施設や学校で同性介護・介助が可能になるよう人員配置を行う。
- 10 特別支援学校を卒業する重度心身障がい児・者の数に見合った通所先をつくり、円滑に実施できるよう補助を増やす。
- 11 人工内耳外部機器への補助をする。
- 12 公共交通車内で災害など緊急時に聴覚障がい者にも情報が伝わるよう、車内放送を文字情報で提供することを事業者に働きかける。

(2) 精神障がい者

- 1 精神障がい者の地域移行を促進するため、看護師を配置したグループホームやショートステイを増やす。
- 2 精神障がい者の在宅生活を支えるため、24時間体制で生活支援を行う事業を支援する。
- 3 心身障がい者福祉手当を精神障がい者にも拡大し、障がい間格差の是正を進めるとともに、提出が必要となる医師の診断書の料金を都が助成する。
- 4 精神障がい者の相互支援活動(ピアサポート、ピアカウンセリングなど)の施策を拡充する。
- 5 社会復帰対策を充実し、「地域自立生活センター」「共同作業所」などへの運営費助成を拡充する。
- 6 精神障がい者の家族への相談支援と一時避難宿泊費補助を充実させる。
- 7 ギャンブル、薬物、アルコールなどの依存症について、相談窓口をつくり支援する場

を増やすとともに、啓発や広報を充実させる。

- 8 てんかんについて、就労が続けられるように正しい知識と理解を深めるための広報をする。

(3) 発達障がい者(児)

- 1 発達障がいのある子どもについては、就学前から就労までの切れ目のない支援体制を整える。
- 2 都立高校入学枠をつくり、卒業できるよう支援する。
- 3 地域の発達障がい者(児)家族の相談や支援を充実させるため、発達障がい者支援センターを拡充し、相談担当者の人材を育成する。
- 4 多摩地域にも発達障がい支援センターを早期に開設する。

(4) 高次脳機能障がい者(児)

- 1 「東京都障害者施策推進協議会」への高次脳機能障がい者団体から委員・専門委員等を選出する。
- 2 区市町村で、相談や緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを進めるよう支援する。
- 3 高次脳機能障がいへの理解を進め、社会参加の機会を増やす。

(5) 難病対策

- 1 難病患者の職業訓練や多様な勤務形態の確立、相談等、就労支援を充実するとともに、雇用面での偏見差別をなくすための啓発活動を強化する。
- 2 難病の原因究明と治療研究を促進するとともに、早期発見・早期治療体制を確立する。
- 3 「難病患者等居宅生活支援事業」の周知徹底をはかるとともに、訪問リハビリを事業に入れるなど在宅支援事業の充実を図る。
- 4 難病・障がい者が利用できるように、公立病院等でのショートステイ病床を確保する。
- 5 難病や重度障がいにより、在宅で医療を伴うケアを必要とする人への支援体制を充実する。
- 6 慢性腎臓病については、生活習慣病の予防・早期発見のため、健診の受診率を高める対策を行う。
- 7 透析医療の安全を確保するため、透析医療スタッフの充実と医療ミスや事故の防止と感染症対策の行政指導を強化する。
- 8 増加する要透析患者に対応するため、療養病床増床計画を推進する。
- 9 肝硬変・肝がんの医療費助成を外来も含めすべてを対象にする。また、がん検診に肝がん検診も対象とする。
- 10 骨髄移植ドナー支援制度が都内全自治体で導入されるように支援する。

●命を育む食

(1) 食品安全

- 1 食品表示に関する新たな制度の周知を図る。特に、いわゆる健康食品による健康被害を避けるよう、適正表示を推進しつつ都民へ積極的に情報発信を行う。
- 2 食品表示法および東京都食品安全推進計画に基づき、食品表示に関する相談・監視体制を整備する際には、消費者が主体的な商品選択をできるよう、健康被害発生未然防止や拡大防止などの対策を含めて監視体制を強化する。
- 3 食品衛生自主管理認証制度やHACCPシステムを拡大し食品による危害の発生の未然防止を図るとともに、都民への周知を図る。
- 4 消費者が安全な食品を選べるように、トレーサビリティ表示やアレルギー表示の適正化、リスクコミュニケーションを充実する。
- 5 食品添加物等は、子どもに合わせた安全基準をつくるよう国に働きかける。
- 6 原料に含まれる遺伝子組み換え作物やゲノム編集作物の表示を国に働きかける。

(2) 放射能汚染対策

- 1 放射能測定や対策については、関係所管が連携を深め、長期にわたって取り組みが継続できる体制を整備する。放射能汚染についての学習機会を継続し、個人が的確に判断できるようにしていく。
- 2 加工食品についての抜き打ち検査や、都内産農産物の放射能検査を継続し、必要に応じて土壌の検査を実施する。

(3) 消費者行政

- 1 消費生活相談員の研修を充実する。
- 2 インターネット通販のトラブルについて周知する。
- 3 高額商品売りつけや振り込め詐欺、押し買いなど、次々と新たに巧妙な手口で高齢者を狙った消費者被害が出現しており、被害を未然に防止するため、高齢者を対象にした啓発活動を強化する。
- 4 子どもの事故防止のための専門部署をつくる。

●環境と共生する産業

(1) 都市農業

- 1 生産緑地の貸借が可能になったことを活かして、新規就農者への貸し出しをすすめ生産緑地の存続を図る。
- 2 生産緑地も活用し、障がい者団体などが農業の担い手となる農福連携に取り組む。
- 3 都民が農業体験する場として体験農園の拡大や、農業ボランティア・農業講座・クラインガルテンなどを増やす。
- 4 農地にソーラーシェアリングの導入を図る。
- 5 東京都エコ農産物認証制度の活用やGAP取得への支援をし、都内で遺伝子組み換え作物やゲノム編集技術応用作物を栽培させない。

- 6 東京都の在来種、江戸東京野菜の種を守るしくみをつくる。
- 7 ネオニコチノイド農薬など、生態系に大きな影響がある農薬の使用実態を調査し、使用を減らすための普及啓発を行う。

(2) 林業

- 1 森林保全のために、水道局の水源林の買収をさらに進める。
- 2 多摩の林業が成り立つように、林道整備を進めるとともに、生産・流通・加工のシステムを整備し、木質バイオマスの活用を促進する。
- 3 交付される森林環境譲与税を活用し、森林保全のために林業労働力確保等のための助成制度を創設する。
- 4 公共建築、特に学校や保育所などの建築に、多摩産材の優先利用を進め、多摩産材で家を建てる場合の優遇策を拡充し利用促進を図る。
- 5 製材所から出る廃棄物を利用したチップや固形燃料「東京ペレット」の普及を進める。
- 6 里山保全に取り組む市民活動を支援するしくみを作る。

●災害に強いまち

(1) 耐震化

- 1 東京都マンション耐震化促進事業の対象をすべてのマンションに広げる。
- 2 東京都地域防災計画に掲げられた公共施設・病院・住宅などの耐震化を着実に進める。
- 3 簡易耐震補強工事や家具転倒防止金具取り付け助成制度を拡充し、積極的な活用を周知する。

(2) 避難所

- 1 災害種別に応じて都有施設を避難所として開放する。
- 2 災害種別ごとに広域避難のあり方を検討し、実効性のある対策を進める。
- 3 基本的な備蓄品はコンテナごとに保管し、避難所等へ迅速に移送する。
- 4 災害の混乱時には性暴力が起こるリスクが高い。女性、子どもが性暴力の被害にあわないよう、パンフレットをつくり配布する。
- 5 障がい者・高齢者の安全を確保するため、多摩障害者スポーツセンターをはじめ都有施設を避難所として活用するよう支援する。
- 6 災害時に情報弱者になりがちな視覚障がい者や聴覚障がい者のために、情報伝達のための機材（聴覚障がい者避難所用キット等）を配置し、災害時における情報発信の具体的方法を確定する。
- 7 水洗式で太陽光発電で換気もできる移動式「トイレトレーラー」を確保する。
- 8 海外の事例を研究し、避難所にシャワー付きトイレ、キッチンカー、家族単位で生活できるテントなどを用意する。

(3) 災害弱者対策

- 1 外国人や障がい者、子どもにもわかりやすい「やさしい日本語」を、広報や表示に積極的に活用する。
- 2 外国人の防災リーダー養成のため、防災訓練や研修に外国人の声を活かす。
- 3 区市町村と合同で、障がい者など要配慮者も含めた住民参加型防災訓練の回数を増やし、障がい種別ごとの対策を充実させる。
- 4 難病、重度障がい者・要介護者等への災害時の対応について状況を把握し、自治体を支援する。
- 5 人工呼吸器等、生命維持に不可欠な医療を受けている人に対して、一人ひとりの状態に合わせた個別支援計画を策定するよう自治体を支援する。
- 6 自治体・企業と連携して、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設や帰宅支援ステーションを増やし、要配慮者への支援を普及啓発する。
- 7 都内に受け入れた原発避難者が継続して生活できるよう都の独自支援を行うとともに、福島の子どものための保養活動に都内施設や都外の関係施設で受け入れる。

(4) まちづくり

- 1 ブロック塀を生け垣に替えるために助成する。
- 2 防災公園に常緑広葉樹を植えて延焼遮断機能を高める。
- 3 都立公園のマンホールトイレやかまどベンチについて、災害時使えるように市民と一緒に訓練し点検する。
- 4 土砂災害を未然に防止するため、斜面地や浸水地域の宅地開発を規制する。
- 5 核物質や毒物・劇物の貯蔵施設、及び学校等における保管状況等の点検を定期的に行い、情報公開する。
- 6 災害時にスマートフォンなどの充電スポットになる地域の太陽光発電所に助成する。

●持続可能な都市

(1) 都市計画

- 1 東京湾から都心へ向けた水と緑のつながりで風の道を確保し、東京を冷やす。
- 2 人口減少を見ずえて持続可能な都市にするため、開発を抑制し、環境負荷の少ないまちづくりを進める。
- 3 東京都環境影響評価制度は、適用対象を拡大し、計画アセスには、「事業廃止」の選択肢を入れた複数案提示を義務づける。
- 4 10年以上事業認可されない都市計画道路は、市民参加で必要性和環境影響の両面から再考し、廃止・変更も含め見直す。
- 5 尾根幹線道路は貴重な自然と湧水を守るため、計画を変更し、事業を進めるにあたっては周辺住民の合意を取り付ける。
- 6 ユニバーサルデザインの面的整備を進める。特に公共トイレについては使い勝手を考慮し統一した表示を徹底させる。

- 7 障がい者が利用する大規模施設の最寄駅にはストレッチャーが入るエレベーターを設置できるよう財源措置を行う。
- 8 合葬式墓地や樹林墓地・樹木葬などをさらに拡充する。
- 9 都立公園のトイレを洋式にする。

(2) 住まい

- 1 新築よりもリノベーションなど空き家の活用を優先し、中古市場の活性化を図る。
- 2 空き家を活用したグループホームなどの改築支援を引き上げる。
- 3 都営住宅等の住人への生活支援を行う団体に、都営住宅の空き室などの活用を進める。
- 4 若者の一人暮らしやルームシェアを可能にする公営住宅の入居のあり方を検討する。
- 5 民間賃貸住宅を都が借り上げ、住宅困窮者が低家賃で継続して入居できるようにする。
- 6 改正住宅セーフティネット法を踏まえ、住宅の登録や居住支援法人の指定、家賃補助などを積極的に進め、区市町村を支援する。
- 7 古い分譲マンションの建て替えを進めるために、コンサルタントを派遣し支援する。
- 8 旗竿敷地の重層長屋などについて建築安全条例が改正されたが、壁面後退など他の手法を使って解決策のルールをつくる。

(3) 公共交通と自転車利用

- 1 自転車レーンのネットワーク化を進めるとともに、路面の安全性をチェックする。
- 2 自転車利用を促進するために、特にJRなどの鉄道駅に駐輪場の整備を徹底する。
- 3 電動アシスト付自転車の事故の実態調査を行い未然防止につなげる。
- 4 自転車走行中の重篤な事故について、情報を都バス、地下鉄、JRなどの広報を使って周知する。
- 5 生協や宅配便等の配送車両については、一時的に駐車できるよう検討する。

●自治・分権・行政改革

(1) 自治・分権

- 1 都から自治体への分権を進め、権限とともに適切かつ十分な財源移譲を進める。
- 2 都区制度改革を進め、都区財政調整制度などの抜本的な改革を進める。
- 3 常設の住民投票条例を制定し、市民が直接政治に参加するしくみを広げる。
- 4 行政の応答責任を義務付けた総合的なパブリックコメント（市民意見公募）条例をつくる。
- 5 施策の透明性・客観性を高めるために、事業計画・実施・事後評価を含む総合的な事業評価を市民参加で行う。そのために、資料の保存と情報公開を徹底する。
- 6 高齢者・障がい者が投票しやすくするため、自動車を使って移動式期日前投票所を導入する。

(2) 行政改革

- 1 都の入札参加事業者の格付けに当たっては、CO2削減努力や障がい者雇用率、男女平等推進状況などを考慮した「政策入札」を強化する。
- 2 適正な労働条件・品質確保・地元中小業者の活用など、働く人の立場に立った「公契約条例」を制定する。
- 3 専門職や技術職の専門性が継承できるよう、計画的な人材育成を進める。
- 4 都の施策・計画づくりに関係する当事者の参画を図る。
- 5 都職員の採用試験に性別表記をなくす。
- 6 就職氷河期に新卒だった世代に対しての職員募集を行う。
- 7 官制ワーキングプア対策を講じる。

●平和・人権・多文化共生

(1) 安全・平和

- 1 基地周辺自治体の住民の安全確保のための対策を強化し、落下物事故防止や夜間飛行訓練の中止、飛行制限時間の拡大と飛行回数の削減を求める。
- 2 沖縄及び横田基地におけるオスプレイ配備を中止・撤回する。また、それ以外の航空機についても、安全確保の徹底と事故防止に万全の措置を講じるよう働きかける。
- 3 日米地位協定の抜本の見直しを国に働きかける。
- 4 東京都は非核三原則を守り、非核平和条例を制定する。
- 5 都市間交流やNGO・NPO支援による市民平和交流を進める。
- 6 東京にある基地の全面返還を求め、跡地利用は市民参加で決める。「多摩サービス補助施設」(多摩弾薬庫跡地)の早期返還を求め、返還されるまでの期間についても、全面公開とする。

(2) 国際協力と多文化共生

- 1 外国人の都政への参画をすすめるため、審議会・懇話会委員への外国人の登用を促進するとともに、「外国人都民会議」を再開し、提言を政策に生かす。
- 2 不法就労や無国籍の子どもたちが、教育・医療など日本の子どもたちと同様の権利・サービスが受けられるように支援する。
- 3 外国人の相談窓口の拡充や、居住支援、母国語・母語による生活情報・防災情報等を実施する自治体への支援を充実させる。
- 4 定住外国人に地方参政権取得の道を開くとともに、定住外国人の地方公務員への採用に際し、国籍条項を撤廃する。